

令和3年11月5日	
資料提供	
担当課(室)	県民生活課
担当者	部矢
電話(内線)	073-441-2350(2351)

和歌山交通公園の指定管理者候補者を選定しました

和歌山交通公園の令和4年4月1日からの指定管理者について、募集を行った後、選定委員会の審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定しましたので、お知らせします。

なお、指定管理者の指定は、本年12月県議会での議決を経た後に行う予定です。

記

1 申請者

令和3年9月9日から同月27日まで募集を行ったところ、次の1者から申請がありました。

名称 一般財団法人和歌山県交通安全協会
所在地 和歌山県和歌山市西1番地
代表者 会長 溝端 莊悟

2 指定管理者候補者の名称 一般財団法人和歌山県交通安全協会

3 審査の概要

(1) 審査の方法

令和3年10月15日に開催された和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、申請者が1者のため、合計点数が、あらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば指定管理者候補者とする方法で行いました。

(2) 選定委員会の構成

委員（長）	氏名	役職
委員長	西川 一弘	和歌山大学紀伊半島価値共創基幹 准教授
委員	藤原 鋭	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社 総務企画課長
委員	木村 千鶴	和歌山県保育連合会 和歌山市（公立）支部長 和歌山市立名草保育所所長（保育士）
委員	谷井 茂紀	谷井茂紀税理士事務所（税理士）

(3) 採点結果

	審査基準	配点	審査項目	個別点	採点結果
					(一財)和歌山県交通安全協会
1	県民の平等利用の確保（確保されない場合は失格）	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	10	10
			計	10	10
2	施設効用の最大限発揮	40	①施設運営の提案内容が、県民の交通安全意識の向上と交通ルールへの遵守につながるとともに、利用者の増加に資する内容となっているか	15	12
			②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容となっているか	10	7.5
			③施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	10	7.5
			④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	5	3.75
			計	40	30.75
3	効率的な管理運営	20	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか（業務改善）	5	4.25
			②経費の節減（取組内容・実現性）	5	4
			小計	10	8.25
			③提案額の評価(自動計算)	10	10
			計（①+②+③）	20	18.25
4	管理を安定して行う能力	20	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか（仕様書に記載した業務要求水準の履行の確保）※チェック表により履行が確保されるか確認し、履行が確保されない場合は失格	10	10
			②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	10	10
			計	20	20
5	地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか	6	6
			②法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用しているか	3	3
			③障害者就労施設等から物品等を調達しているか	1	0
			計	10	9
合計				100	88

(4) 総評

- ア 交通安全活動における実績が豊富であり、和歌山県警察と連携を図り、幼児、児童等を対象とした交通安全教育を専門的に行い、効果的な安全教育を進めている点が評価できる。
- イ 財務基盤、組織基盤が優れており、安定した管理運営を行える。また、施設の安全対策や美化が図られ、利用者が安心・安全に過ごせる点が評価できる。
- ウ ホームページの更なる充実を図るとともに、現在の広報に加え、SNS等を積極的に活用し、施設の魅力をより広く発信することを強く期待する。
- エ 自主事業等において、利用者のニーズを把握し、新たな事業を提案するなど、創意工夫を凝らした取組を強く期待する。